

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その
日が休日であると
の翌日)

昭和五十五年四月十八日

鳥取県規則第十九号

鳥取県知事 平林鴻三

三

目 次

◆規則 次
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

◆告示

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

附則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
規則第二十三号の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「一万千円」を「一万二千円」に改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

3 昭和五十五年三月三十一日以前に修学資金の資付けを受けている者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

◆規則 告示

告

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規則

鳥取県告示第三百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------|----------------|-------------|
| 上田病院 | 鳥取市西町二丁目四五一 | 昭和五十五年四月十三日 |
| 坂本医院 | 鳥取市元町二七二 | 昭和五十五年四月一日 |
| タムラ病院 | 鳥取市瓦町一六一 | 昭和五十五年四月一日 |
| 山本外科医院 | 鳥取市末広温泉町一二五 | " |
| 山藤医院 | 鳥取市大榎町一七 | " |
| 石井内科医院 | 鳥取市布勢字河徳三三二一四 | 昭和五十五年四月三日 |
| 松浦診療所 | 米子市東町一一一 | 昭和五十五年四月一日 |
| ノヅ医院 | 岩美郡国府町宮ノ下二七八 | 昭和五十五年四月十日 |
| 荻原医院 | 八頭郡河原町長瀬大月七四一九 | 昭和五十五年四月二日 |
| 瀬川医院 | 八頭郡船岡町船岡五八五一 | 昭和五十五年四月一日 |
| " | 八頭郡河原町河原八 | " |

| | |
|---------|----------------|
| 浜村診療所 | 氣高郡氣高町勝見六六〇一二 |
| 中本内科医院 | 東伯郡東伯町大字八橋一七四〇 |
| 江尾診療所 | 日野郡日南町生山五二一七 |
| 保険日南病院 | 日南町国民健康 |
| 荒金歯科診療所 | 日野郡日南町生山一五〇 |
| 衣笠薬局 | 八頭郡郡家町別府一四九一八 |
| 富永眼科医院 | 米子市富士見町二丁目一七二 |
| 南家医院 | 境港市渡町一四八〇 |
| 山中歯科医院 | 倉吉市下田中三三九一 |
| | 昭和五十五年四月七日 |

鳥取県告示第三百五十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 指定年月日 | 医療機関名 | 所在地 |
|------------------|-----------|-------------|
| 昭和五十五年 三月二十七日 | 提島外科クリニック | 米子市上福原五七八一六 |

鳥取県告示第三百五十六号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長加藤泰蔵から争議行為を行ふ旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭年五十五年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

1 賃金引上げに関する要求の件

2 産業別最低賃金に関する要求の件

3 夏季一時金に関する要求の件

4 健康保険料の負担率に関する要求の件

二 日時
昭和五十五年四月二十六日からこの事件が解決する時まで**三 場所**

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取市及び国
府町）

四 概要**鳥取県告示第三百五十七号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字新井字三島谷四一九の三（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美
町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五十八号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三

十条の規定により告示する。

昭和五十五年四月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）八頭郡智頭町大字口宇波字家ノ元一〇六次一、一〇七、一〇八、一一二、一一二の一、一一三、字梅ヶ谷四八七、四八八、四八七次一、四九七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐とする。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定の有効期間

七年

二 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）西伯郡西伯町大字上中谷字地林尻山八三一次

一、字後谷八六二、八六三、八六五

(2) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）西伯郡大山町豊房字清水原二〇四五の一、字馬越背二〇六二の一三

(3) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）西伯郡大山町豊房字清水原二〇四五の一、字馬越背二〇六二の一三

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐とする。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定の有効期間

七年

鳥取県知事長錦川四郎十九郎

(「次の図」及び「次のべねの」は、御詔しの圖面及び関係書類や
鳥取県農林水産部造林課及び知頭町役場、西伯町役場又は大山町役場に據
べ置いた縦覧に供する。)

規定期に基づき、鳥取県における松くい虫の薬剤による駆除は課す実施計
画を策定したので、区條第4回の規定ども、次のべねの如くある。

昭和田十田母四田十八田

鳥取県民事 本 部

11

鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画

1 趣旨

本県の松林は、民有林の林野面積 227,650ヘクタールのうち約52,100
ヘクタールを占め、海岸地帯から山間地帯までに幅広く成育しており、
森林資源上及び環境保全上重要な役割を果たしている。海岸地帯の松林
は、鳥取砂丘を始め砂丘地帯に約1,000ヘクタールの海岸砂地造林が実
施され、そのほとんどは飛砂防備保安林又は潮害防備保安林に指定され、
禁伐、採伐等の施業制限を受けている。

県下の農耕地面積約47,000ヘクタールのうち約5,300ヘクタールの海
岸沿いの農耕地が、これら松林に保護されて農作物の栽培が行われてい
る。また山間地帯の松林のうち特に大山山ろく一帯には大山マツとして
材質成長量とも優れた松林が広く分布している。

松くい虫が運ぶマツノザイセンチュによる被害材積は、昭和47年度
までは、年間の被害量が50から100立方メートルで推移してきたが、昭
和48年度から海岸地帯を中心に次の表に示すとおり増加し、特に、昭和
54年度は110,596立方メートルの被害が発生し、その被害区域面積は13,

976ヘクタールに及び漸次山間部へ被害が拡大している。被害の程度は
微害地が多いが、海岸地帯の松林では、激害地及び中害地も相当面積見
受けられ、このままの状況で推移すれば、今後ますます増大するおそれ
がある。

このような被害状況にかんがみ、被害の拡大を防止し、併せて重要な松
林を保護することを重点に被害区域面積13,976ヘクタールのうち4,894
ヘクタールについては特別防除を、286ヘクタールについては地上散布
による防除を実施し、薬剤による防除が可能な7,862ヘクタールについては、立木
駆除を実施し、また被害が激甚を極め森林としての機能を發揮すること
が困難と認められる934ヘクタールについて樹種転換等を促進すること
とし、松くい虫防除特別措置法第3条の規定に基づき、農林水産大臣が
定めた基本方針に即して、次のとおり実施計画を定める。

松くい虫被害の推移 材積単位:m³

| 年 度 | 47. | 48. | 49. | 50. | 51. | 52. | 53. | 54. |
|----------------------------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|--------|---------|
| 区 分 | | | | | | | | |
| 被 告 材 積 | 95 | 520 | 608 | 1,196 | 2,158 | 5,850 | 39,598 | 110,596 |
| 被 告 区 域 に 含 れ る 市町村 の 数 | 8 | 14 | 17 | 20 | 25 | 29 | 38 | 38 |

2 松林群ごとの特別防除の計画的な実施に關し必要な事項

(1) 松林群の位置等

| 松林群番号 | 所在地 松林群の名称 郡市町村 | 松林群 の面積 ha | 当該松林群に含まれる松林の所在 |
|-----------|-----------------------|------------------|--|
| 1-1 松 | 岩美 岩美 郡 町 | 53 | 1 林班内 (A小班～C小班、G小班、I小班に限る。) 2 林班 (A小班～C小班、G小班、I小班に限る。) |
| 1-2 岩美の岩美 | 岩美 岩美 郡 町 | 609 | 10 林班 (I小班に限る。) 11 林班内の松林 (ただし、K小班を除く。) 15 林班内の松林 (ただし、E小班～G小班を除く。) 16 林班内の松林 (ただし、E小班～G小班を除く。) 17 林班内の松林 (ただし、A小班～C小班を除く。) 19 林班内の松林 (ただし、A小班～C小班を除く。) 20 林班内の松林 21 林班内の松林 22 林班内の松林 23 林班内の松林 24 林班内の松林 27 林班 (A小班、B小班に限る。) 83 林班 (A小班～D小班に限る。) 84 林班内の松林 (ただし、D小班、F小班を除く。) 85 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 86 林班内の松林 (ただし、F小班を除く。) 87 林班内の松林 88 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 90 林班内の松林 91 林班 (A小班に限る。) 103 林班 (A小班に限る。) |
| 2 岸美海 岩美 | 岩美 郡 町 | 237 | 91 林班 (F小班～H小班に限る。) 92 林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) |

| | | | |
|------------|----------------|-----|--|
| 3 奥部 岩美 岩美 | 奥部 岩美 岩美 郡 町 | 490 | 49 林班 (C小班、G小班に限る。) 49 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 50 林班内の松林 (ただし、D小班、E小班を除く。) 82 林班内の松林 105 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 106 林班内の松林 (ただし、H小班を除く。) 108 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 114 林班内の松林 121 林班内の松林 122 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 123 林班内の松林 (A小班～D小班に限る。) 124 林班内の松林 125 林班内の松林 (A小班～D小班に限る。) 126 林班内の松林 (ただし、C小班、D小班を除く。) 127 林班内の松林 129 林班内の松林 143 林班内の松林 (F小班、G小班に限る。) 159 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 160 林班内の松林 |
| 4 倉吉の松 | 倉吉 市 東伯 郡 北条 町 | 483 | (倉吉市) 16 林班内の松林 (ただし、A小班～C小班、I小班を除く。) 17 林班内の松林 (ただし、K小班を除く。) |

7. 昭和55年4月18日 金曜日 鳥取県公報

| | | | | |
|---|------------------|-------|----------|---|
| | | | | 149林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、L小班を除く。) |
| | | | | 150林班内の松林 (ただし、A小班、H小班を除く。) |
| | | | | 164林班内の松林 |
| | | | | 165林班 (A小班～D小班に限る。) |
| | | | | 166林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) |
| | | | | 146林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) |
| | | | | 147林班内の松林 (ただし、I小班を除く。) |
| | | | | 148林班内の松林 |
| | | | | 151林班内の松林 (ただし、D小班を除く。), |
| | | | | 161林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。) |
| | | | | (北条町) |
| | | | | 4林班内の松林 (ただし、A小班、I小班～M小班を除く。) |
| | | | | (福部村) |
| | | | 5 | 鳥取砂岩美村 丘の松 郡 鳥取 市 |
| | | 217 | | 1林班 (A小班、C小班に限る。) |
| | | | | 2林班内の松林 |
| | | | | 3林班 (C小班、E小班に限る。) |
| | | | | 4林班 (A小班、B小班に限る。) |
| | | | | 38林班 (D小班、G小班、H小班に限る。) |
| | | | | 39林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。) |
| | | | | 40林班 (D小班、E小班に限る。) |
| | | | | (鳥取市) |
| | | | | 2林班内の松林 (ただし、E小班を除く。) |
| | | | | 3林班 (G小班～K小班に限る。) |
| | | | | 208林班 (A小班に限る。) |
| | | | | (大山町) |
| 6 | 大山西伯 らくの 郡 | 1,630 | 33林班内の松林 | 47林班内の松林 |
| | | | | 48林班内の松林 |
| | | | | 49林班内の松林 |
| | | | | 51林班内の松林 |
| | | | | 52林班内の松林 |
| | | | | 53林班内の松林 (ただし、I小班、J小班を除く。) |
| | | | | 54林班内の松林 |
| | | | | 55林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) |
| | | | | 56林班内の松林 |
| | | | | 57林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) |
| | | | | (淀江町) |
| | | | | 1林班内の松林 |
| | | | | 2林班内の松林 (ただし、E小班～H小班、M小班～O小班を除く。) |
| | | | | 3林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) |
| | | | | 4林班内の松林 |
| | | | | 5林班内の松林 |
| | | | | 6林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) |
| | | | | 10林班内の松林 |
| | | | | 11林班内の松林 |
| | | | | 12林班内の松林 |
| | | | | 13林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) |
| | | | | 14林班内の松林 |
| | | | | 15林班内の松林 (ただし、I小班～L小班を除く。) |
| | | | | 16林班内の松林 |
| | | | | 17林班内の松林 |
| | | | | 18林班内の松林 |
| | | | | 19林班内の松林 (ただし、A小班、H小班を除く。) |
| | | | | 20林班内の松林 (ただし、E小班を除く。) |
| | | | | 21林班内の松林 (ただし、E小班、K小班を除く。) |
| | | | | 22林班内の松林 (ただし、G小班～O小班を除く。) |
| | | | | 大字西原、字大庭場1455の4から1455の8まで、1455の27、1455の28、1455の34、1455の53、1455の55、1455の58、1455の61から1455の65まで、1455の67、1455 |

| | | | | |
|----|--|-----|--|--|
| | | | | の68、1455の70、1455の71、1455の75、1455の77、1455の79、1455の83から1455の85までの区域内に存する松林の区域 大字西原字新林1384の2の区域内に存する松林の区域 大字西原綱治屋林1403の1、1403の2の区域内に存する 松林の区域 (岸本町) |
| 2 | 林班内の松林 (ただし、D小班～F小班に限る。) 3 林班内の松林 (ただし、A小班、I小班～O小班を除く。) 4 林班 (ただし、A小班、B小班、J小班に限る。) | 271 | 岸本の西伯 松 郡 町 会見 | (岸本町) 27林班 (H小班、K小班～N小班に限る。) 28林班内の松林 29林班内の松林 30林班 (D小班～F小班に限る。) (会見町) 4 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) 5 林班内の松林 (ただし、A小班～D小班、L小班を除く。) 6 林班内の松林 (ただし、A小班、T小班を除く。) 7 林班 (C小班、D小班に限る。) |
| 8 | 米子の米子 松 市 | 150 | 8 林班内の松林 9 林班内の松林 (ただし、B小班を除く。) 10 林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。) 11 林班内の松林 89林班 (M小班、N小班に限る。) | 1 林班内の松林 (ただし、E小班を除く。) 2 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 3 林班内の松林 4 林班内の松林 (ただし、A小班に限る。) 5 林班内の松林 6 林班内の松林 7 林班内の松林 9 林班内の松林 (ただし、H小班、I小班を除く。) 92林班 (C小班、D小班に限る。) 94林班内の松林 (ただし、B小班を除く。) |
| 9 | 鳥取の鳥取 松 市 | 300 | 90林班内の松林 (ただし、H小班、I小班を除く。) 91林班内の松林 (ただし、B小班を除く。) 94林班内の松林 (ただし、B小班を除く。) 95林班 (B小班、F小班に限る。) 96林班 (E小班、F小班、J小班、K小班に限る。) 114林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。) | 115林班 (A小班に限る。) 116林班 (B小班、C小班、E小班～G小班に限る。) 117林班 (B小班、C小班、I小班、J小班、L小班に限る。) 118林班 (A小班、G小班に限る。) 160林班 (G小班～I小班、L小班に限る。) 164林班 (F小班に限る。) 165林班内の松林 (ただし、A小班～C小班を除く。) 167林班 (A小班～C小班に限る。) 3 林班 (D小班～F小班に限る。) 40林班内の松林 (ただし、F小班～H小班を除く。) 42林班 (F小班に限る。) 43林班内の松林 (B小班～P小班に限る。) 87林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、L小班を除く。) 88林班 (A小班、B小班に限る。) 91林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) 92林班内の松林 94林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) |
| 10 | 青谷の青高 松 郡 町 青谷 | 140 | 31林班内の松林 (ただし、C小班、G小班～J小班を除く。) 40林班内の松林 (ただし、F小班～H小班を除く。) 42林班 (F小班に限る。) 43林班内の松林 (B小班～P小班に限る。) 87林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、L小班を除く。) 88林班 (A小班、B小班に限る。) 91林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) 92林班内の松林 94林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) | 115林班 (A小班に限る。) 116林班 (B小班、C小班、E小班～G小班に限る。) 117林班 (B小班、C小班、I小班、J小班、L小班に限る。) 118林班 (A小班、G小班に限る。) 160林班 (G小班～I小班、L小班に限る。) 164林班 (F小班に限る。) 165林班内の松林 (ただし、A小班～C小班を除く。) 167林班 (A小班～C小班に限る。) 3 林班 (D小班～F小班に限る。) 40林班内の松林 (ただし、F小班～H小班を除く。) 42林班 (F小班に限る。) 43林班内の松林 (B小班～P小班に限る。) 87林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、L小班を除く。) 88林班 (A小班、B小班に限る。) 91林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) 92林班内の松林 94林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) |
| 11 | 倉吉の倉吉 松 市 | 314 | 1 林班内の松林 (ただし、E小班を除く。) 2 林班内の松林 (ただし、D小班を除く。) 3 林班内の松林 4 林班内の松林 (ただし、A小班に限る。) 5 林班内の松林 6 林班内の松林 7 林班内の松林 9 林班内の松林 10 林班内の松林 11 林班内の松林 12 林班内の松林 13 林班内の松林 (ただし、A小班を除く。) | 115林班 (A小班に限る。) 116林班 (B小班、C小班、E小班～G小班に限る。) 117林班 (B小班、C小班、I小班、J小班、L小班に限る。) 118林班 (A小班、G小班に限る。) 160林班 (G小班～I小班、L小班に限る。) 164林班 (F小班に限る。) 165林班内の松林 (ただし、A小班～C小班を除く。) 167林班 (A小班～C小班に限る。) 3 林班 (D小班～F小班に限る。) 40林班内の松林 (ただし、F小班～H小班を除く。) 42林班 (F小班に限る。) 43林班内の松林 (B小班～P小班に限る。) 87林班内の松林 (ただし、A小班、B小班、L小班を除く。) 88林班 (A小班、B小班に限る。) 91林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) 92林班内の松林 94林班内の松林 (ただし、C小班を除く。) |

| 松林群 番号 | 防除着手予定 年度 | 防除完了予定 年度 | 特別防除完了後 の取扱い | 松林群特性区分 | | | 被害の状況 | | |
|-----------|--------------|--------------|-----------------|---------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | | | | ① | ② | ③ | 激 | 中 | 微 |
| 1-1 | 52 | 56 | 立木駆除 | ha | ha | ha | ha | ha | ha |
| 1-2 | 52 | 56 | 立木駆除 | | 609 | | 66 | 197 | 346 |
| 2 | 54 | 56 | 立木駆除 | | 237 | | 94 | 75 | 68 |
| 3 | 54 | 56 | 立木駆除 | 490 | | | 81 | 192 | 217 |
| 4 | 54 | 56 | 立木駆除 | 483 | | | 105 | 378 | |
| 5 | 52 | 53 | 立木駆除 | | 217 | | | 217 | |
| 6 | 54 | 56 | 立木駆除 | 1,630 | | | 510 | 1,120 | |
| 7 | 54 | 56 | 立木駆除 | 271 | | | 95 | 176 | |
| 8 | 54 | 56 | 立木駆除 | 150 | | | 40 | 110 | |
| 9 | 55 | 56 | 立木駆除 | 300 | | | 66 | 119 | 115 |
| 10 | 55 | 56 | 立木駆除 | 140 | | | 52 | 88 | |
| 11 | 55 | 56 | 立木駆除 | | 314 | | 35 | 90 | 189 |
| 計 | | | | 3,464 | 1,116 | 314 | 342 | 1,475 | 3,077 |

(2) 松林群ごとの特別防除計画

14林班(C小班に限る。)
15林班内の松林

ば、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している被害が著しく拡大することとなると認められる松林群(いわゆる被害の先端拡大部の松林)を、②とは森林法第25条第1項又は第2項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林面積がその面積の過半を占める松林群を、③とは①及び②以外の松林群をいう。

<注> 2 被害の状況欄の「激」とは被害本数率5パーセント以上の松林群、「中」とは同1パーセント未満の松林群、「微」とは同1パーセント未満の松林群をいう。

3 松くい虫の薬剤による防除の実施に関し必要な事項

(1) 特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため必要な措置に関する事項

ア 人家、学校、観光施設等

周辺は、原則として除外区域とし、当該施設に面した区域は、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

イ 道路等の交通機関

早朝散布して交通に支障を来さないよう努めるが、必要に応じ

関係機関の協力を得て、一時交通規則を行う。

ウ 施設等利用者の集合する場所

早朝散布して利用者に支障を来さないように努めるが、必要に応じ当該施設の管理者の協力を得て、規制を行う。

エ 水源地、浄水場等

周辺は原則として除外区域とする。

オ 魚介類の養殖場等

<注> 1 松林群特性区分欄の①とは、特別防除を行わないとすれ

周辺は除外区域とする。
力 養ぼうに悪影響を及ぼすおそれのある箇所
防除の影響のない区域に移動させるか、移動できないものは、農薬散布中みつばちが巣箱から外出しないよう措置する。
キ 農作物又は果樹園、桑園、茶園等

周辺は、原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにし、収穫期に達している農作物、桑等は、散布前に収穫する。

ク 畜舎等

周辺は、原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようとする。

ケ 車両

散布区域及びその周辺にある車両は飛散のおそれのない区域に移動させる等薬剤の影響を受けないよう適切な措置を講ずる。

コ 松林群ごとに特記すべき事項

特記事項なし

(2) 薬剤防除(特別防除を除く。)の実施に関する事項

| 市町村 (特別防除 除く) (面積 ha) | 薬剤防除 松 林 の 所 在 |
|-----------------------------------|--|
| 岩美町 5 | 83林班(E小班、F小班に限る。) 102林班(G小班に限る。) |
| 福部村 28 | 38林班(C小班~E小班、I小班に限る。) 39林班(C小班、D小班に限る。) |

| | |
|--------|--|
| 鳥取市 30 | 2林班(A小班、D小班、H小班に限る。) 166林班(E小班に限る。) 207林班(E小班、F小班に限る。) 208林班(A小班に限る。) |
| 気高町 10 | 15林班(A小班に限る。) 18林班(C小班、D小班に限る。) |
| 泊村 44 | 1林班(B小班、C小班に限る。) 2林班(F小班、G小班に限る。) 5林班(B小班に限る。) 11林班(A小班~E小班に限る。) 13林班(A小班、B小班に限る。) |
| 羽合町 26 | 1林班(J小班、K小班に限る。) 2林班(D小班に限る。) 4林班(H小班~J小班に限る。) 5林班(J小班~L小班に限る。) |
| 倉吉市 20 | 4林班(C小班に限る。) 5林班(B小班に限る。) 16林班(B小班、C小班に限る。) 167林班(A小班に限る。) |
| 大栄町 41 | 1林班(K小班に限る。) 2林班(A小班に限る。) 24林班(O小班、P小班に限る。) 26林班(A小班に限る。) 27林班(M小班に限る。) |
| 北条町 41 | 1林班(G小班に限る。) 2林班(K小班~N小班に限る。) 3林班(B小班、D小班に限る。) 4林班(K小班に限る。) 5林班(D小班、E小班に限る。) |

11 昭和55年4月18日 金曜日

| | | |
|------|-----|------------------------------|
| 中山町 | 26 | 1林班内の松林(ただし、G小班～L小班を除く。) |
| 淀江町 | 7 | 22林班(0小班に限る。) |
| 日吉津村 | 7 | 1林班内の松林(ただし、A小班、D小班、E小班を除く。) |
| 米子市 | 1 | 1林班内の松林 |
| 合 計 | 286 | |

公

告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、昭和55年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和55年4月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

- (1) 試験の日時及び場所
ア 日時

昭和55年6月22日(日曜日)午前10時30分から午後0時30分まで

4 場所

鳥取市、倉吉市及び米子市

(2) 試験科目

| 科 目 | 内 容 |
|------------|---|
| 電気に関する基礎理論 | 1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 道体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算 |
| 配電理論及び配線設計 | 1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋内配線 5 |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具 | 1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途 | ア 日時 昭和55年8月3日(日曜日) 午前8時30分から午後5時まで |
| 電気工事の施工方法 | 1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け方法 4 接地工事の方法 | イ 場所 鳥取市 |
| 一般用電気工作物の検査方法 | 1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法 | (2) 試験科目 ア 電線の接続 イ 配線工事 ウ 電気機器及び配線器具の設置 エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け カ 接地工事 |
| 配線図 | 配線図の表示事項及び表示方法 | キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 ク 一般用電気工作物の検査 ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理 |

| | |
|-------------------|--|
| 一般用電気工作物の保安に関する法令 | 1 電気工事士法、電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)及び電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号) 2 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号) 3 電気用品取締法(昭和36年法律第234号)、電気用品取締法施行令(昭和37年政令第324号)、電気用品取締法施行規則(昭和37年通商産業省令第81号)及び電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第号85号) |
|-------------------|--|

- 2 技能試験
- 技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対して実施する。
- (1) 試験の日時及び場所

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課危険物係へ提出すること。
なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

- (1) 受験願書
- (2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願

- 書の所定の欄にはり付けること。
- 4 受験願書の受付期間
昭和55年5月9日から同月24日まで
- 5 受験手数料及びその納付方法
(1) 受験手数料 4,000円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 6 受験票
筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。
- 7 その他
不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。